2026年11月版

お客様 各位

保険商品のご提案にあたって

兼松ロジスティクス アンド インシュアランス株式会社
保険事業部

取扱保険会社の範囲について

【取扱保険会社】 弊社は、充実したラインアップでお客様のご意向に沿った保険商品を提案するため、複数の保険会社と代理店委託契約を締結、各種保険商品をお取り扱いしております。
【新規取扱保険会社】 弊社は、取扱い保険会社の中から、保険会社のサポート体制や保険金・事故受付体制、弊社従業員の習熟度などを理由に、新規取扱保険会社※ を選定のうえサービス体制の強化を図っております。
※新規取扱保険会社とは、取扱保険会社のうち更新・異動(保全)のほか新規契約を引き受ける保険会社を言います。
【推奨保険会社】 各保険分野における推奨保険会社については裏面の「推奨方針について」をご覧ください。

損害保険	
取扱保険会社	新規取扱
東京海上日動火災保険株式会社	○
三井住友海上火災保険株式会社	○
株式会社損害保険ジャパン	○
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	○
明治安田損害保険株式会社	○
コファスジャパン信用保険会社	○
ユーラーヘルメス信用保険会社	○

生命保険	
取扱保険会社	新規取扱
東京海上日動あんしん生命保険株式会社	○
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	○
アフラック生命保険株式会社	○
アクサ生命保険株式会社	―

「○」新規取扱可、「－」新規取扱不可

保険募集人の権限および告知について

損害保険会社 【代理】	[募集人の権限] 弊社の損害保険募集人は、保険会社の委託を受け、損害保険契約の締結の代理権を有しており、告知受領権を有しています。お客さまに告知いただいた保険申込書(告知書)の記載内容が事実と違う場合は、ご契約が解除や無効になったり、保険金をお支払できないことがありますので、正しく告知いただきますようお願いいたします。
生命保険会社 【媒介】	[募集人の権限] 弊社の生命保険募集人は、保険会社の委託を受け、お客様と申込先の生命保険会社の間の保険契約の締結の媒介を行います(契約締結の代理権はありません)。弊社の生命保険募集人に告知受領権はありません。告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師だけが有しております。生命保険募集人に口頭でお話し頂いても告知したことにはなりませんので、告知書面へのご記入をお願いいたします。 また保険会社が承諾した時に保険契約は有効に成立します。

個人情報の利用目的について

弊社がお預かりしたお客さまの個人情報は、各保険会社の委託を受けて行う各社の損害保険、生命保険およびこれらに付帯、関連するサービスの提供に利用します。その他の利用目的に利用することはありません。
詳細は、弊社ホームページに掲載の「プライバシーポリシ(https://www.kli.co.jp/csr/privacy-policy)」をご参照ください。

※2ページへ続きます。

推奨方針について

Ⅰ.弊社は、各保険分野において「商品やサービスに最も精通している」と判断した以下の保険会社を推奨します。

保険分野	お客様の属性・保険種目		推奨保険会社、もしくは商品名
第一分野 （生命保険の死亡保障）	全て		東京海上日動あんしん生命保険株式会社
第二分野 （損害保険）	更新契約	法人契約、個人契約を問わず 全種目	前契約の保険会社
	新規契約	個人契約の 自動車保険、火災保険	東京海上日動火災保険株式会社
		団体契約	兼松グループ団体損害保険「ベストチョイス」
		法人契約、個人契約を問わず 上記以外のご契約	お客様が既にご加入されている他の保険商品を 主に引き受けている保険会社
第三分野 （がん保険・医療保険 等）	全て		三井住友海上あいおい生命保険株式会社

Ⅱ.弊社は、お客様からお預かりしている既契約情報に基づき、弊社が「お客様にとって最適である」と判断した場合、例外的に推奨保険会社（推奨商品）を変更・追加する場合がございます。

弊社推奨方針以外の提案をご希望される場合

弊社は、お客様のご要望を叶えるべく最良の保険提案を目指します。
弊社が推奨する保険会社（保険商品）以外の商品提案をご希望の際はご遠慮なく弊社担当者へお申し付けください。
弊社で取扱可能な商品の概要をお客様にご覧いただき、お客様が希望される商品をご説明させていただいたうえでお客様のご意向に沿ったご提案をさせていただきます。

勧誘方針について

弊社は、お客様に寄り添うサービスの提供を常に心がけ、お客様の視点に立って、保険業法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、消費者契約法、金融商品取引法、個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令等を遵守し、お客様のご意向と実情に沿った商品の説明および提供に努めます。
詳細は、弊社ホームページに掲載の「勧誘方針（ https://www.kli.co.jp/csr/solicitation-policy ）」をご参照ください。

保険取引に際して特にご留意いただきたい事項

【補償の重複】 お客様（もしくはそのご家族）が既にいずれかの保険へご契約の場合、新たな保険への契約により補償が重複するケースがあります。（重複可能性のある主な特約：個人賠償責任保険特約、ファミリーバイク特約、弁護士費用特約（日常生活・自動車事故型）、弁護士費用特約（自動車事故型）、人身傷害乗用具事故補償特約）
【保険契約の乗り換え、転換】 現在のご契約を解約する前提で新たな保険契約への加入を検討される場合、お客様にとって不利益が生じる可能性があります。
【サポートを必要とされるお客様】 ご高齢や障がいなどにより本人の意思表明や事務手続き等を単独で行うことが困難な場合はご遠慮なく、当社へその旨をお伝えください。複数名での対応、募集人による代読・読話・筆談を用いるなど、丁寧で分かりやすい保険取引に努めます。
【公的保険制度のご説明】 公的保険制度をよく理解したうえで、必要に応じた適切な保険へ加入することが大切です。日常生活におけるケガや病気等リスクへの備えをご検討のお客様には公的保険制度についてご説明いたします。
金融庁ホームページ「公的保険について」：https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html

2026. 10. 29 作成